

# ひとり親家庭の養育費の確保を支援します



養育費は子どもの健やかな成長を支えるために重要な役割を担う大切なものです。ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるように支援するため、養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用や養育費保証契約の初回保証料を補助します。

## 1. 公正証書等作成支援

養育費に関して、公正証書等を作成する際に要する本人負担費用等を補助します。

### (1) 対象者

鳥栖市内に居住し、申請時においてひとり親であって次の要件を全て満たす方

- ①養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- ②養育費の取決めに係る公正証書等（強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、和解調書、調停調書、審判書等）を有していること
- ③養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- ④過去に同一の公正証書等作成経費に対して、補助金その他これに相当する給付（他自治体又は団体等が行うものを含む）を受けたことがないこと

### (2) 対象経費

- ・公証人手数料令に定める公証人が受け手数料（養育費の取決めに係る部分に限る）
- ・家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代（養育費の取決めに係る部分に限る）
- ・戸籍謄本等添付書類取得費用

### (3) 補助金額

対象経費の全額、上限 3 万円

## 2. 養育費保証支援

養育費に関して、保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回負担費用（保証料）を補助します。

### (1) 対象者

鳥栖市内に居住し、申請時においてひとり親であって次の要件を全て満たす方

- ①養育費の取決めに係る公正証書等（強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、和解調書、調停調書、審判書等）を有していること
- ②養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- ③保証会社と 1 年以上の養育費保証契約を締結していること
- ④過去に同一の公正証書等に係る養育費保証契約に対して、補助金その他これに相当する給付（他自治体又は団体等が行うものを含む）を受けたことがないこと

### (2) 対象経費

養育費の取決めの対象となる児童について、初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として補助対象者が負担する経費

### (3) 補助金額

対象経費の全額、上限 5 万円

※ 申請に必要な書類など、詳しくは裏面をご覧ください。

## ◆ 申請手続きについて

申請受付に時間がかかる場合がございますので、来庁される場合は事前にご連絡下さい。また、ご不明な点があればお尋ね下さい。

### 〈申請の流れ〉

養育費の取り決め

または

養育費保証契約の締結



申請



交付決定の審査



支給

公正証書等を作成等した日又は養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して6ヶ月以内に申請が必要です。

下記の書類をこども育成課（9番窓口）へ提出してください

申請書類の審査を行い、交付の可否を決定します。  
交付決定の場合は、交付決定通知書を送付します。

### 〈申請に必要な書類〉

<input type="checkbox"/>	鳥栖市養育費確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	申請者及び児童の戸籍謄本または抄本 (発行後1ヶ月以内の離婚日がわかるもの)
<input type="checkbox"/>	補助対象経費の領収書等（申請者がクレジットカードの利用等によりクレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書）の写し
<input type="checkbox"/>	養育費の取決めに係る公正証書等の写し
<input type="checkbox"/>	申請者名義の通帳の写し
<input type="checkbox"/>	養育費保証契約書（保証期間が1年以上のものに限る）の写し ※養育費保証契約締結経費の申請時のみ

### 〈お問い合わせ先〉

鳥栖市こども育成課 こども家庭センター（こども家庭相談係）  
TEL 0942-85-3550